

国立大学法人和歌山大学研究者育成型テニユア・トラック制度に関する規程

制 定 令和3年11月17日

法人和歌山大学規程第2380号

最終改正 令和5年4月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「法人」という。）において、本学の将来を担うことが期待される優れた若手研究者を雇用期間の定めのある教員として雇用し、テニユア獲得のためのインセンティブを与えることにより、当該若手教員の教育研究に対する意欲を高め、かつ能力及び資質の向上を図り、もって和歌山大学における教育研究の高度化及び活性化に資することを目的として導入する研究者育成型テニユア・トラック制度（以下「テニユア・トラック制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「テニユア」 法人との雇用期限（任期）を付さずに、雇用する身分をいう。
- (2)「テニユア・トラック制度」 雇用期間の満了までにテニユア取得に係る審査（以下「テニユア資格審査」という。）を行い、テニユアを付与する（付与されなかった場合は雇用期間の満了をもって退職する）制度をいう。
- (3)「テニユア・トラック教員」 テニユア・トラック制度により雇用期間を付して雇用された教員をいう。
- (4)「テニユア・トラック期間」 テニユア・トラック教員として採用されてからテニユアを付与されるまでの期間（またはテニユアを付与されずに退職するまでの期間）をいう。
- (5)「メンター教員」 テニユア・トラック教員の教育研究活動等について指導・助言を行う教員をいう。
- (6)「年次評価」 第7条に定める年次業績評価をいう。
- (7)「テニユア資格審査」 第8条に定めるテニユア付与の可否に関する業績審査をいう。
- (8)「テニユア審査」 前2号に規定する各評価・審査の総称をいう。

(実施体制)

第3条 テニユア・トラック制度の実施及び推進に関する企画運用は、法人教員組織運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う。

2 運営委員会は、テニユア・トラック教員ごとに、関係部局と調整のもと2名以内のメンター教員を置き、必要に応じてメンター教員を通じてテニユア・トラック教員への指導・助言を行うものとする。

3 運営委員会は、テニユア・トラック教員の業務の進捗状況や目標の達成状況、それらに関する支援状況及びその他必要と認める事項等についてメンター教員に報告を求めることができる。

(テニユア・トラック制度の対象者)

第4条 テニユア・トラック制度の対象者は、講師又は助教の職位で採用される者のうち、テニユア・トラック教員の採用を希望する部局から提出される教員採用計画書にかかる運営委員会の議に基づき学長が決定する。

## 研究者育成型テニユア・トラック制度に関する規程

(テニユア・トラック教員の任期)

第5条 テニユア・トラック教員の任期は5年とし、再任不可とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項但し書きの規定によりテニユアへの移行が決定された者の任期は、5年以内とすることができる。

(テニユア・トラック制度の明示)

第6条 テニユア・トラック制度を適用する教員の募集及び採用に当たっては、本制度によりテニユア・トラック教員として採用される旨やその際の処遇等について明示するものとする。

(年次評価)

第7条 運営委員会は、テニユア・トラック期間中において採用日から1年経過毎に、テニユア・トラック教員の業績及びテニユア・トラック実施期間計画書に記載した業務の達成の進捗状況等についての年次評価を行うものとする。

- 2 年次評価は、評価対象期間経過後の初日から起算して4ヶ月を経過する日までの期間内に実施するものとする。
- 3 運営委員会は、年次評価の結果を、速やかに当該テニユア・トラック教員へ通知するものとする。

(テニユア資格審査)

第8条 テニユア資格審査は、運営委員会が行うものとする。

- 2 テニユア資格審査は、テニユア・トラック期間の初日から起算して4年を経過した日から4年4ヶ月を経過する日までの4ヶ月間の期間内に実施するものとする。ただし、年次評価における評価結果が極めて良好であると認められる場合は、時期を前倒して実施することができるものとし、その基準は別に定めるものとする。
- 3 テニユア付与の可否は、運営委員会によるテニユア資格審査の結果に基づき、学長が決定する。
- 4 前項においてテニユアが付与された場合、テニユア・トラック期間の初日から起算して5年を経過した日に、テニユアへ移行させる。ただし、第2項但し書きの規定により時期を前倒してテニユア資格審査を実施しテニユア付与が決定された場合は、5年経過を待たずテニユアへ移行させることができる。
- 5 学長は、テニユア資格審査の結果を、速やかに当該テニユア・トラック教員へ通知するものとする。
- 6 学長は、前項の通知を行うに当たり、テニユアを付与しない場合は、その理由を付して通知するものとする。
- 7 第3項においてテニユアが付与されなかった場合、当該テニユア・トラック教員は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、学長に対して、別に定めるところにより不服申立てを行うことができる。
- 8 学長は、前項の不服申立てがあった場合は、当該テニユア・トラック教員から不服申立ての内容を聴取するとともに、再度テニユア資格審査を行い、運営委員会の議に基づきテニユア付与の可否を決定し、その理由を付して速やかに、当該不服申立てを行ったテニユア・トラック教員に対し最終結果として通知するものとする。
- 9 前項の最終結果に関する通知は、原則として当該テニユア・トラック教員のテニユア・トラック期間が満了する2ヶ月前までに行うものとする。

(テニユア・トラック期間中の不在期間の取扱い)

第9条 前2条に規定するテニユア審査においては、当該テニユア・トラック教員の産前産後の特別休暇、育児休業又は介護休業の期間を考慮して業績評価を行うものとする。

2 長期の出張又は研修、休職及び前号に規定する以外の事由により不在となる期間については、特別の事情が認められない限り、テニユア・トラック期間の一部として取扱い、業績評価を行う。

(テニユア・トラック期間中の職位)

第10条 テニユア・トラック期間中は、上位の職に昇任させることができない。

(就業規則等)

第11条 テニユア・トラック教員の就業について、この規程に定めのない事項は、法人教職員就業規則の定めるところによる。

2 テニユアに移行した教員は、法人教職員の定員等に関する規程第2条に規定する教員となる。

(勤務時間)

第12条 テニユア・トラック教員の勤務時間は、法人教職員勤務時間及び休暇等規程第3条及び第4条の規定を準用する。

(給与)

第13条 テニユア・トラック教員及びテニユアに移行した教員の給与は、年俸制とし、法人教職員年俸制給与規程(以下「年俸制給与規程」という。)の定めるところによる。

(号俸の決定等)

第14条 新たに採用するテニユア・トラック教員の初任給は、年俸制給与規程第9条の規定にかかわらず、採用時の職位ごとに、次の各号の定めるところによる。

(1) 講師(博士の学位を有する者) 3級3号俸

(2) 助教(博士の学位を有する者) 2級7号俸

2 採用時に博士の学位を有しない者については、その者の年齢、経歴、学位等を勘案し、前項に定める号俸の金額を超えない範囲で初任給を決定するものとする。

3 テニユアに移行した教員の号俸は、テニユアに移行した日において年俸制給与規程第9条の規定を適用して再決定するものとする。

4 年俸制給与規程第12条の規定にかかわらず、テニユア・トラック教員は号俸の改定を行わない。

(業績給)

第15条 年俸制給与規程第13条第3項の規定にかかわらず、テニユア・トラック教員に支給する業績給の成績率は、同規程別表第2の2に規定する評定区分Bの成績率を適用することとする。

(教員活動状況評価)

第16条 テニユア・トラック教員には、法人教員活動状況評価に関する規程による教員活動状況評価は実施しない。

(研究環境等の整備)

第17条 法人は、テニユア・トラック教員が円滑に研究を推進し成果を上げることに資するため、財政面及び施設面等の支援につとめることとし、その内容は別に定めるものとする。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、テニユア・トラック制度に関し必要な事項は、別に定める。

## 研究者育成型テニユア・トラック制度に関する規程

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2611号）

この改正規程は、令和5年4月28日から施行し、令和5年4月1日から適用する。